

湯本地区コミュニティ会議規約

(目的)

第1条 この会は、湯本地区民が主体となり、湯本地区の身近な課題を掘り起こし、健康で明るい活力ある住みよい豊かな地域づくりを行うことを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、湯本地区コミュニティ会議（以下「本会」という。）と称し、事務所を湯本振興センター内に置き、事務局を設ける。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地域ビジョンの策定、コミュニティ整備計画の立案、策定及び実施推進に関すること。
- (2) 地区の環境整備並びに発展に関すること。
- (3) 地域住民の生活を向上させる諸事業に関すること。
- (4) 湯本振興センターの管理運営に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業の推進に関すること。

(組織)

第4条 本会は、次に掲げる者を以て構成する。

- (1) 湯本地区各行政区内から推薦された委員(以下「地区委員」という。)
(別表-1のとおり。)
- (2) 湯本地区の団体、機関等から推薦された委員(以下「団体委員」という。)
(別表-2のとおり。)

(役員、監事)

第5条 本会に次の役員、監事を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 5名
- (4) 地区委員長 1名
- (5) 専門部長 4名
- (6) 監事 2名

2 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員等の選出)

第6条 本会の役員等の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、幹事及び監事は総会で選出する。
- (2) 地区委員長は、地区委員会で互選する。
- (3) 専門部長は、専門部会で互選する。
- (4) 顧問は会長が委嘱する。

(役員等の職務)

第7条 役員等は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事、地区委員長及び専門部長は、コミュニティ事業の調整・企画・立案をする。
- (4) 監事は本会の事業並びに会計を監査し総会にこれを報告する。
- (5) 顧問は本会の運営について指導・助言する。

(任期)

第8条 役員、委員、監事及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充した役員等の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は総会及び役員会とし、総会は年1回とする。ただし、必要に応じ臨時総会を開催できるものとし、会長が召集する。

2 役員会は必要に応じて開催するものとし、会長が召集する。

(総会)

第10条 総会は、第4条に掲げる委員で、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員等の選出に関する事項
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他本会に関する重要な事業

2 総会は委員の半数以上の出席を以って成立し、議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(役員会)

第11条 役員会は第5条で定める役員で、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業全般に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(委員会等)

第12条 本会に地区委員会及び専門部会を置き、地域の活性化を図る。

- (1) 地区委員会は地区委員で構成し、身近な課題解決や地区事業推進を担う。
- (2) 専門部会は団体委員と地区委員で構成し、共通課題や専門事業を担う
(別表-3のとおり。)

(事務局)

第13条 第2条に定める事務局には事務局員を置き、事務局長、事務局次長を会長が任命する。

- (1) 事務局長は、本会の会計庶務を担当する。
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐する。

(会計)

第14条 本会の経費は次の収入を以って充てる。

- (1) 花巻市からの交付金

(2) 湯本振興センターの管理運営委託料

(3) その他収入

2 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年4月28日から施行する。

2 この規約は、平成20年5月2日から施行する。

3 この規約は、平成22年4月27日から施行する。

4 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

5 平成23年度の役員、監事、委員及び顧問の任期は、第8条の規定にかかわらず、1年とする。

別表－1 地区委員

No.	湯本地区行政区名	人 数
1	糠塚行政区	1
2	北湯口の一行政区	1
3	北湯口の二行政区	1
4	大畑行政区	1
5	二枚橋駅前行政区	3
6	二枚橋行政区	2
7	下湯本行政区	1
8	上湯本台一行政区	2
9	上湯本台二行政区	1
10	金矢行政区	1
11	狼沢行政区	1
12	柵ノ目行政区	1
13	小瀬川行政区	1
14	花巻温泉行政区	2
15	台温泉行政区	1
16	宇津野行政区	1

別表－2 団体委員

No.	湯本地区団体機関等名称	人 数
1	湯本地区区長会	3
2	湯本地区公民館連絡協議会	1
3	湯本地区教育振興協議会	1
4	防犯協会湯本支部	1
5	交通安全協会湯本分会	1
6	湯本地区老人クラブ連合会	1
7	社会福祉協議会湯本支部	1
8	湯本婦人協議会	1
9	湯本地区農家組合協議会	1
10	湯本地区体育協会	1
11	花巻市消防団第三分団	1
12	湯本地区衛生協議会	1
13	湯本地区民生児童委員協議会	1
14	湯本地区交通安全母の会	1
15	湯本小学校P T A	1
16	湯本中学校P T A	1
17	湯本小学校	1
18	湯本中学校	1
19	花巻農業協同組合湯本支店	1
20	男女共同参画推進員	1
21	学識経験者	1

別表-3 専門部会

No.	専門部会名
1	総務企画部会
2	教育文化部会
3	生活福祉部会
4	安全防災部会